第四十一条の三の九第二項	第四編第三章の二の規定	第四編第三章の二の規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定
	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	同章の規定	同章の規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定
第四十一条の三の九第四項	規定により	規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定により
	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四十一条の十九第三項	所得税の額	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額
	所得税の額	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額

に、「及びこれらの規定を」を「並びに」に、「第十八条第六項」を「第十八条第四項」に改め、同項において準用する場合」の下に「並びに同条第六項の規定により適用する場合」を加え、同表外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の項中「令和十九年十二月三十一日」を「令和二十九年十二月三十一日」に、「その他」を「その他総務省令」に、「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の項中「令和十九年十二月三十一日」を「令和二十九年十二月三十一日」に改め、同表国税通則法の項中「平成二十三年法律第百十七号。」を削り、

第三十七条第一項	所得税に	所得税等に
第三十七条第一項	予定納税に係る所得税	予定納税に係る所得税等
第四十六条第一項第三号及び第六十条第一項第四号	所得税	所得税等
第四十六条第一項第三号及び第六十条第一項第四号	予定納税に係る所得税	予定納税に係る所得税等
第七十条第五項第三号	所得税（当該所得税	所得税及び当該所得税に係る別所得税（これらの税
第七十三条第三項	所得税」	所得税等」
第七十三条第三項	所得税	所得税等
第七十条第五項第三号	所得税（当該所得税	所得税及び当該所得税に係る別所得税（これらの税
第七十三条第三項	所得税」	所得税等」
第七十三条第三項	所得税	所得税等
第七十条第五項第三号	所得税（当該所得税	所得税及び当該所得税に係る別所得税（これらの税
	国外転出等特例の適用がある場合の所得税	国外転出等特例の適用がある所得税等
	国外転出等特例の適用がある場合の所得税	国外転出等特例の適用がある所得税等
第七十三条第三項	国外転出等特例の適用がある場合の所得税	国外転出等特例の適用がある所得税等

を、

復興特		
場合の		
場合の		

に改め、同条第四項中「の規定の適用がある場合」を「（以下この条において「外国居住者等所得相互免除法」という。）の規定の適用がある場合」に改め、同項第一号イからハまでの規定中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同号ニ及びホ中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」及び「同法」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同項第二号中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」及び「同法」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十四項中「第十三項」とあるのは、「第三十三条第四項第二号において準用する第十三項」と読み替えるものとする。

第三十三条第四項第三号中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」及び「同法」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同条第五項中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同条第六項中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」及び「同法」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同条第七項中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第五項」を「外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五項」に、「同法」を「外国居住者等所得相互免除法」に、「又は」を「、又はその更正に係る年分の翌年分以後の各年分の」に、「所得税法第百五十三条の項及び」とあるのは、「」を「第七条第四項（同項の表所得税法第百五十三条の項に係る部分に限る。）」と、「同条第四項の表」に、「中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項又は」を「及び法人税法第八十一条の項」とあるのは「同表所得税法第百五十三条の項」と、「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）」とあるのは「」に、「第三十三条第七項」を「第三十三条第六項」に改め、「において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」と、「同表」を削り、同条第八項中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同条第九項第二号に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十四項中「第十三項」とあるのは、「第三十三条第九項第二号において準用する第十三項」と読み替えるものとする。

第三十三条第十一項中「の規定は」を「（同項の表所得税法第百五十三条の項に係る部分に限る。）の規定は」に、「又は」を「、又はその更正に係る年分の翌年分以後の各年分の」に、「租税条約等実施特例法第七条第四項の表」を「同表」に改め、「（平成二十三年法律第百十七号）」を削る。

第七十一条及び第七十二条第一項中「令和十九年度」を「令和二十九年度」に改める。

第七十三条第一項中「令和十九年度」を「令和二十九年度」に改め、同条第二項中「令和十八年度」を「令和二十八年度」に改める。